

# 事業を円滑に引き継ぎたい！

北海道事業承継・引継ぎ支援センター

北海道に設置する公的相談窓口として、中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応します。

## 事業概要

 事業承継・引継ぎ支援センター

### (1) 親族内承継支援

親族等に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

### (2) 第三者承継支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

### (3) 経営者保証に関する支援

事業承継の障害となる経営者保証解除に向けて支援（→P10の11も参照）

## よくあるご相談

- ✓ そもそも何から始めたらいいのか分からない
- ✓ 会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのか？
- ✓ 後継者がいないがどうしたらいいのか？
- ✓ M&Aの相手を探してほしい

北海道事業承継・引継ぎ支援センター（札幌商工会議所内） Tel 011-222-3111

URL : <https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/>

# 事業を円滑に引き継ぎたい！

## 北海道後継者人材バンク

「創業希望者」と「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。

### 事業概要



北海道事業承継・引継ぎ支援センター（札幌商工会議所内） TEL 011-222-3111  
URL : <https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/bank/>

# 事業縮小に伴い労働者を休業、出向させたい！

## 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します！

### 支給額

#### 1 休業等の場合

助成率：休業手当相当額の2/3（大企業1/2）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額

支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）

教育訓練を実施した場合、1人1日当たり事業外訓練は1,200円を加算。

#### 2 出向の場合

助成率：出向元で負担した賃金の2/3（同1/2）

（出向前の通常賃金の1/2を限度）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額×330/365を限度。

### ご利用方法

・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること等の要件があります。

・URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

・北海道労働局 職業対策課分室 TEL 011-788-2294

・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。